

島田市耐震改修促進計画（第3期計画）概要版

1 計画策定の背景・目的

背景

- ・平成7年の阪神・淡路大震災で、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定されたが、平成23年に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害がもたらされた。このように、我が国では、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にある。
- ・静岡県で発生の切迫性が指摘されている地震、特に広域連動型である南海トラフ巨大地震が発生した場合、被害は東日本大震災によるものを上回ると想定されており、1人でも多くの市民の生命を守るために、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。
- ・本市では、平成13年度からプロジェクト「TOUKAI-0」により、木造住宅の耐震化に対して、耐震化率95%を目標として重点的に取り組んできた。
- ・第2期計画が令和2年度末で終了することから、令和3年度からの運用に向けて第3期計画を策定する。



目的

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、第6条第1項に基づき策定するものであり、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を中心とした防災・減災対策を計画的に推進し、想定される地震による人的被害を軽減させることを目的とする。

2 計画の位置付け

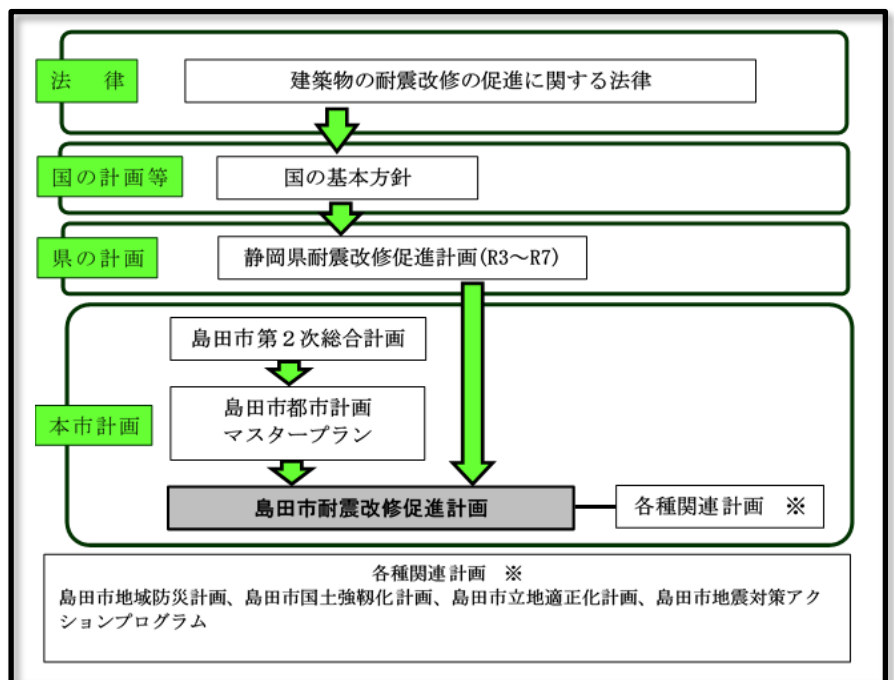
本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1項に基づき策定するものである。

「静岡県耐震改修促進計画」を踏まえ、「島田市第2次総合計画」「島田市地域防災計画」等の関連計画との整合を図る。

3 計画の期間

令和3年度から

令和7年度までの5年間。



4 想定される地震の規模と被害の状況

想定される地震の規模及び島田市内の被害の状況は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓として平成 25 年に策定された「静岡県第 4 次地震被害想定」による、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1・2 の地震を対象とする。

■ 想定される地震規模(駿河トラフ・南海トラフ沿い)

区分	内容	
レベル 1 の地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	マグニチュード 8.0～8.7 程度
レベル 2 の地震	南海トラフ巨大地震	マグニチュード 9.0 程度

■ 島田市内で想定される被害(駿河トラフ・南海トラフ沿い)

① レベル 1 の地震(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

建物被害	全壊・焼失棟数 約 8,800 棟	うち地震動・液状化によるもの 上記以外によるもの	約 7,510 棟 約 1,290 棟
人的被害	死者 約 200 人		

② レベル 2 の地震(南海トラフ巨大地震)

建物被害	全壊・焼失棟数 約 8,800 棟	うち地震動・液状化によるもの 上記以外によるもの	約 7,510 棟 約 1,290 棟
人的被害	死者 約 200 人		

5 基本方針

「建築物の耐震化」と「命を守る対策」を総合的に取り組むことによって、地震による建築物の倒壊等の被害から**「一人でも多くの市民の命を守る」**ことを基本方針として定める。

6 耐震化の現状と課題

住宅

現状

本市の住宅の耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅 34,081 戸のうち、耐震性がある住宅は 29,943 戸で耐震化率は 87.9%となり、5 年前の調査(平成 25 年)から 9.0 ポイント向上した。

住宅の耐震化の現状(平成 30 年住宅・土地統計調査による)

区分	昭和 56 年 6 月 以降の住宅①	昭和 56 年 5 月以前の住宅②		住宅数④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤(①+③)	現状の耐震化率 ⑤/④
			うち耐震性有③			
木造	18,156 棟	8,384 棟 4,543 棟		26,540 棟	22,699 棟	85.5%
非木造	6,595 棟	946 棟 649 棟		7,541 棟	7,244 棟	96.1%
合計	24,751 棟	9,330 棟 5,192 棟		34,081 棟	29,943 棟	87.9%

課題

- 工事自体の煩わしさや生活への影響が懸念され耐震化が進まない。
- 耐震化に要する費用負担が大きく耐震化が進まない。
- 住宅の倒壊を防ぎ早期避難を可能にすることにより市民の命を守り、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、引き続き促進する必要がある。

多数の者が利用する特定建築物

現状

「特定建築物の耐震化に係る実態調査結果」（静岡県建築安全推進課調査）の結果によると、下表のとおり、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の耐震化率は市内全体で95.1%である。

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和2年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物①	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数 ④(①+②)	耐震性有建築物数 ⑤(①+③)	現状の耐震化率 ⑤/④
		うち耐震性有③			
多数の者が利用する特定建築物 (第14条第1号)	168棟	76棟	244棟	232棟	95.1%
		64棟			

課題

- 耐震化に要する費用負担が大きく耐震化が進まない。
- 公共建築物については、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、円滑な災害応急対策を実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、病院、避難所となる学校施設などの公共建築物の耐震化が重要である。

7 目標の設定及び優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

住宅

耐震化率の目標95%（令和7年度末）

- ・災害等に対する主要な行動目標を定めた「島田市地震対策アクションプログラム」の減災目標である「想定される巨大地震による人的被害5割減少」に向けて、令和7年度末に95%とすることを目標とする。

多数の者が利用する特定建築物

耐震化率の目標 定めない（令和7年度末）

- ・第2期計画の目標(令和2年度末95%)を0.1ポイント上回ったことに加え、国の基本方針においてもそれ以上の目標を設定していないことから、個別目標としては数値目標を設定しない。
- ・ただし、公共建築物より耐震化率が低い民間建築物及び市有建築物のうち、東海地震に対して耐震性能ランクⅡ、ランクⅢの建築物及び未診断建築物の計8棟について耐震化を進めていく。

優先的に耐震化に着手すべき建築物等

■建築物

- ・木造住宅
- ・災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院、診療所、避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物
- ・耐震改修促進法の特定建築物（多数の者が利用する一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物）
- ・文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等

■区域

- ・静岡県地震対策推進条例で規定する緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道（島田市地域防災計画により既に指定されている道路等）

■ブロック塀等の安全確保対策を実施すべき区域及び避難路等

- ・市長が別に定める重点区域内にある市内の小学校の児童が集団で登校する際に使用する通学路

8 目標達成のための取り組み

(1)耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ・建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等について継続して予算獲得に努めていく。
- ・未耐震木造住宅の解体に要する経費の一部補助及び未耐震木造住宅の建て替えに伴う解体に要する経費の一部を補助する助成制度の導入を検討し、さらなる耐震改修を促進していく。

(2)地震時の総合的な安全対策

- ・命を守る対策として、住宅の耐震化が難しい世帯には耐震シェルターや防災ベッドの対策を提案する。
- ・ブロック塀等、窓ガラスの安全・飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策として、被害の発生するおそれのある建築物を把握し、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導する。
- ・危険なブロック塀等の所有者等に対し、安全対策及び補助制度について周知を行い除却・改修等を促し、避難路沿道等の安全確保に取り組む。
- ・応急危険度判定が必要な場合は、判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士の確保が困難である場合は、県を通じ全国の自治体に判定士の派遣要請や判定士の受け入れ体制の整備等必要な措置を講じる。
- ・被災建築物の残存耐震性能を把握し、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、応急復旧を行う。

(3)建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- ・土砂災害ハザードマップを住民に周知し活用することで減災につなげていく。
- ・建築住宅課を建築相談窓口として、わが家の専門家診断をはじめ各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談への対応、家具の固定等については危機管理課、建築に絡む契約や金銭上のトラブルについては生活安心課と連携対応を継続して取り組む。
- ・「広報しまだ」や「FMしまだ」等により耐震改修に関する制度紹介を行い、各種のパンフレット等を活用して説明を行うほか、市内で開催される各種行事等において、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。
- ・住宅リフォームに併せた利用可能な制度の周知を図り、耐震改修の実施等を誘導していく。
- ・耐震診断未実施の住宅に対し、ダイレクトメール等を継続して実施していくことに加え、耐震化の必要性を訴えるため、県と協力して戸別訪問を行い、個々の実情に台帳等を整理して対応する。
- ・町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、出前講座の開催など必要な支援を行う。

(4)関係機関との連携

- ・「静岡県建築行政連絡会議」内に設置した「耐震改修部会」を活用して、耐震改修計画の認定事務の円滑化及び平準化に努め、既存建築物の地震対策について意見交換及び情報交換を行い、静岡県と連携を図りながら、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。
- ・県と連携を図りながら緊急輸送路等の沿道建築物の所有者に対して耐震診断の実施及び結果報告の義務付けを周知するとともに、耐震設計及び耐震改修に係る助成制度を整備し耐震化を促進していく。
- ・(公社)静岡県建築士会、(一社)静岡県建築士事務所協会をはじめ、県内の建築関係 11 団体で構成されている静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会と連携して住宅・建築物の耐震化を推進する。